

別記様式第1号(第四関係)

恵那市農業活性化計画

岐阜県恵那市

令和2年2月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	恵那市農業活性化計画						
都道府県名	岐阜県	市町村名	恵那市	地区名(※1)	恵那地区	計画期間(※2)	令和2年～令和6年

目 標 : (※3)
本地域のブランドである「恵那栗」と「トマト」の複合経営モデルを確立するために、本事業により、高度な管理システムを備えたトマトの園芸施設を建設する。これにより、高品質で付加価値のあるトマトが周年で栽培可能となり、トマトの閑散期には栗栽培に従事するほか、加工にも取り組むことにより通年での安定雇用や収益の安定化を図るため、本事業により対象区域内の対象農産物(トマト・栗)粗収益の30%向上を達成しながら、新規就農による定住人口の2%向上を目的とする。

目標設定の考え方
地区の概要： 本事業の実施地域である岐阜県恵那市は、旧恵那市・岩村町・山岡町・明智町・串原村・上矢作町の新設合併によって平成16年10月に誕生した。岐阜県の南東部に位置し、東は中津川市、長野県(平谷村・根羽村)、西は瑞浪市、南は愛知県(豊田市)、北は加茂郡八百津町・白川町に接している。市域は、東西32km、南北36km、面積は504.24km ² で、その約78%を山林が占めている。海拔は179mから1,709mで、市北部には笠置山、南東部には焼山をはじめとして標高800mから1,200m前後の山々が連なり、市街地の北部を木曾の御嶽山を源とする木曾川が、また南部には長野・岐阜・愛知の3県を流れる矢作川があり、美しい山や川に囲まれた中山間地域である。気候は、太平洋気象の影響を受ける準内陸型の気候。夏季の気温差が比較的大きく、冬季は寒さがやや厳しくて、降雪量は少量。年間を通じて比較的安定した気候となっている。 このように本地域は山地と豊かな自然環境に恵まれた農業生産地帯であり、全国的に有名な恵那栗などの山地作物や、高冷地ながらの冷涼な気候を活用した高品質の夏秋トマト・夏秋ナス生産など、産地としての地位を確立している。また、中央道、JR中央線を利用して名古屋市などの都市圏へ1時間程度と良好なアクセスが可能な地域性であり、この立地を活かした観光業も発展を見せており、農業との融合という点で農泊事業も市内において複数実施されている状況である。今後リニア中央幹線が開通し岐阜県駅が隣接する中津川市に整備されることとなり、ますます交流人口の増加が期待できる。 このように本地域の農業生産は気候的、地理的優位性を生かし、栗などの独自の作目展開と、これを栗菓子文化としてブランド化してきた実績も持ち合わせており、農業の多角化についての先行的な経験を有している。
現状と課題 上述したように、本市は独自の農業経営振興を進め、ある程度の成果を上げつつあるが、以下のような問題点を抱えている。 ①人口の減少(平成27年51,073人→令和元年50,200人→令和10年推計43,200人)による担い手の減少及び従事者の高齢化・遊休農地の増加。 ②ブランド化に成功している栗についても、収穫が年1回であり収益期間が短く、労働の偏りが大きい。それ故に経営が不安定になりやすく、天候リスクなどの影響を受けやすい。 前述の理由から、現状としては栗生産に従事する担い手を受け入れにくく、需要に際して生産量の増進を図れない。(当地域で生産される栗の収穫量は約140t/年に対し、恵那管内(中津川市も含む)の菓子店で使用する栗の量は約1,000t/年と圧倒的に生産量が少ない。)高齢化が進む中で技術継承と代替わりの進捗が求められている。 このため、栗などの期間労働が主となる主要作目を補完して安定的な農業収益を得られる有効な参入モデルを提示する必要がある

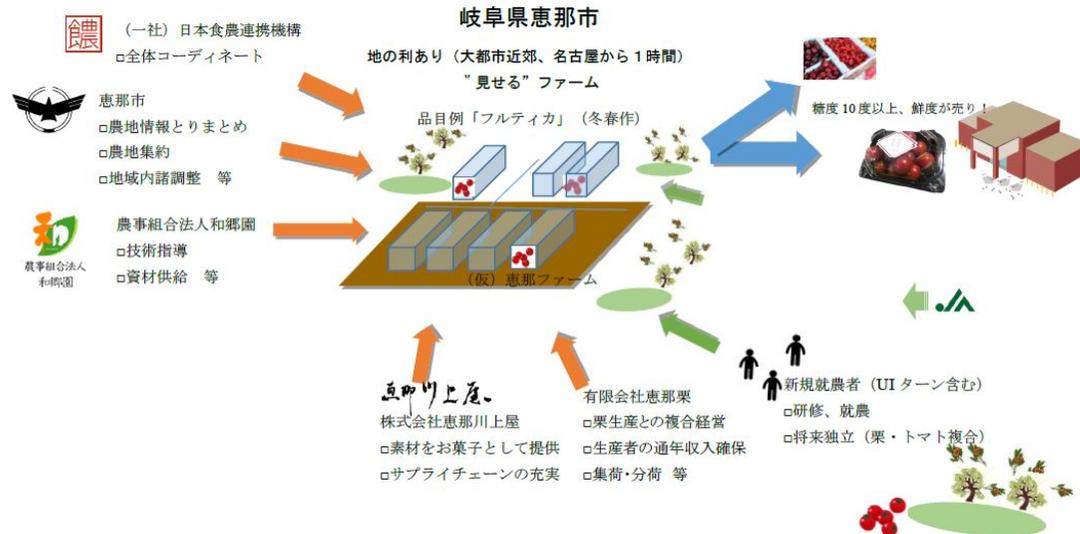
今後の展開方向等（※4）

上述した課題に解決するために、栗の事業継承に必要な育成機関および研修期間中の収益保障などを提示するための拠点が必要となってくる。基幹的なトマトの施設栽培プラントを建設し、栗生産者と連携し、トマト・栗の複合経営を包括する経営体を形成する。栗生産の増進をはかる場合、担い手の確保に加えて、新たな畑の整備に際して育成機関が必要である点、高付加価値であるため剪定や管理などの高度な技術習得が必要である点、この両面から収益が発生する間に5年以上の時間を要するケースが多い。本事業では、この準備期間を所得的に支える受け皿としてトマトプラントを活用し、栗との複合経営の中で同時に栗の技術研修を行える環境づくりを進める。

具体的には、栗農家を抱える地元企業と技術を持つ先進的農業法人が連携し、さらには地方の活性化に寄与したい農外企業等とコンソーシアムを形成し、市内に約3,000坪の大型農業生産プラントを整備し、設立する法人(株)恵那ファームへ直接雇用し、雇用安定性も確保。プラントでは周年での生産が可能であり、栗生産との複合化を進めることで、周年でのトマト収益+栗での期間収益による農業所得の向上が可能となる。

上述の高付加価値トマト生産及び栗の複合従事モデルでは、安定的な雇用形態による農業収益の増進が可能となり、具体的な収益予測(雇用もしくは農家所得年400万円程度)を新規就農者へ提示することができる。これにより、新規就農者は育成機関の終了とともに十分な技術を持ったうえで「暖簾分け」的に栗農家としての独立が果たせ、合わせて引き続きのトマトプラントでの労働や、既存の夏トマト生産への参加など、自己の経営弾力性を高めながら地域の中心的担い手へと成長していけるモデルとなる。

〈展開イメージ〉



【記入要領】

- ※1 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。
- ※2 「計画期間」欄には、法第5条第2項第4号の規定により、定住等及び地域間交流を促進するために必要な取組の期間として、原則として3年から5年程度の期間を記載する。
- ※3 「目標」欄には、法第5条第3項第1号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて具体的に記載する。
- ※4 「今後の展開方向等」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。
また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には定住等及び地域間交流の促進にどのように寄与するかも明記する。

2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第2号に規定する事業（※1）

市町村名	地区名	事業名（事業メニュー名）（※2）	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別（※3）	備考
恵那市	恵那地区	生産機械施設（高生産性農業用機械施設）	（株）恵那ファーム	有	イ	
恵那市	恵那地区	処理加工・集出荷貯蔵施設（農林水産物集出荷貯蔵施設）	（株）恵那ファーム	有	イ	
恵那市	恵那地区	処理加工・集出荷貯蔵施設（農林水産物処理加工施設）	（株）恵那ファーム	有	イ	

(2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務（※4）

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3) 関連事業（施行規則第2条第3項）（※5）

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項（※6）

--

【記入要領】

- ※1 「法第5条第2項第2号に規定する事業」欄には、定住等及び地域間交流を促進するために必要であって、かつ、農林水産省所管の事業について記載する。なお、活性化計画の区域外で実施する事業は、備考欄に「区域外で実施」と記載する。
- ※2 「事業名（事業メニュー名）」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあつては、農山漁村振興交付金実施要領別紙6の「事業名」とあわせ、（ ）書きで、「事業メニュー名」を記載すること。
- ※3 「法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニのいずれかを記載する。
- ※4 「法第5条第2項第3号に規定する事業・事務」欄には、上段の（1）の表に記載した事業と一体となって、その効果を増大させる事業等を記載する。
- ※5 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3号の規定により、上段（1）及び（2）の事業に関連して実施する事業を記載する。
- ※6 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第3項第2号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具備事項について記載する。

3 活性化計画の区域（※1）

恵那地区(岐阜県恵那市)	区域面積（※2）	49,834ha
区域設定の考え方（※3）		
①法第3条第1号関係： 区域は、恵那市全体面積50,424haのうち都市計画用途地域を除くエリア49,834haとする。本地域の大部分は、過疎地域、山村振興地域、特定農山村地域（いずれも一部指定）を抱えており、自然的・社会的なまとまりやつながりをもった区域である。現在恵那市の人口は49,799人。森林面積は市全体（50,424ha）の77%、耕地面積は同じく7%を占めており農林地の面積は42,299haである。森林の多い地域ではあるものの、農業振興地域は10,458haあり、水源の涵養面、自給率の面からも重要な利用区域と位置づけ、積極的に農業振興を図っている。平成27年国勢調査によると、本市の農林業従事者は1,435人で、割合は全体の5.6%であり、岐阜県の3.2%、全国平均の3.5%と比べても高く、農林業が重要な産業のひとつである。		
②法第3条第2号関係： 本市の人口動態は、平成17年国勢調査時は55,761人、高齢化率にいたっては26.3%、平成22年時人口は53,718人、高齢化率は28.9%、平成27年時人口は51,073人、高齢化率は32.5%と、人口は10年間で4,688人の減少（減少率8.4%）、高齢化率も6.2%の進行となっており、急速に人口減少と人口構造変化が進んでいる。農業者の平均年齢については、平成27年時で70.2歳と、全体的に後継者不足が目立っており、本区域内で若手の農業者の就農を促すためにも、生産基盤の確保対策が必要となっている。		
③法第3条第3号関係： 都市計画用途地域を除いており、市街地を形成している区域を含んでいない。		

【記入要領】

- ※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。
- ※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。
- ※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

4 市民農園（活性化計画に市民農園を含む場合）に関する事項

(1) 市民農園の用に供する土地（農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ）

土地の所在	地番	地目		地積 (㎡)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の 種類(※ 1)	土地所有者		権利の 種類(※ 1)	土地所有者		農地(※2) 市民農園整備 促進法第2 条第2項第1 号イ・ロの別	市民農園施設 種別(※3)	
						氏名	住所		氏名	住所			

(2) 市民農園施設の規模その他の整備に関する事項（農林水産省令第2条第4号ハ）（※4）

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3) 開設の時期（農林水産省令第2条第4号ニ）

【記入要領】

- ※1 「権利の種類」欄には、取得等する権利について「所有権」「地上権」「賃借権」「使用貸借」などについて記載する。
- ※2 「市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別」欄には、イまたはロを記載する。
- ※3 「種別」欄には市民農園施設の種別について「給水施設」「農機具収納施設」「休憩施設」などと記載する。
- ※4 (1)に記載した市民農園の用に供する市民農園施設のうち建築物及び工作物について種別毎に整理して記載する。
- ※5 「種別」には(※3)のうち、建築物及び工作物である施設の種別を記載する。
- ※6 「構造」については施設の構造について「木造平屋」「鉄筋コンクリート」などと記載する。
- ※ 市町村は、市民農園の整備に関する事業を実施しようとする農林漁業団体等より、市民農園整備促進法施行規則（平成2年農林水産省・建設省令第1号）第9条第2項各号に掲げる図面の提出を受けておくことが望ましい。

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針 (※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法 (※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項 (※7)		

※1の「農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針」欄は、法第5条第8項第1号の規定により、農用地の集団化等への配慮等農林地所有権移転等促進事業の実施に当たっての基本的な考え方を記載する。

※2の「移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法」欄には、法第5条第8項第2号の規定により、移転の対価を算定するときの基準について記載する。

また、支払いの方法については、例えば、「口座振込」など支払い方法が明確になるよう記載する。

※3の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準」欄には、法第5条第8項第3号の規定により、存続期間を設定する基準について記載する。

※4の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準」欄には、法第5条第8項第3号の規定により、残存期間を設定する基準について記載する。

※5の「設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法」欄には、地代又は、借賃をどのように算定するのか、支払いの方法についてはどのように行うのかを記載する。

※6の「農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件」欄には、例えば、有益費の償還等権利の条件の内容を記載する。

※7の「その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項」欄には、農林地所有権移転等促進事業によって成立する当事者間の法律関係が明らかになるよう、「賃貸借」「使用貸借」「売買」等を記載する。

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

本計画は地域の農業生産の振興と安定的な農業従事環境の形成を目的として、高品質高付加の作目による農業収益の安定化および地域に雇用の形で安定性を提供する拠点を作り、農業粗収益については30%の向上、新規雇用については2%の向上を目指すもので、それぞれ実施主体及び夏秋トマト生産協議会、栗生産協議会の出荷等実績から報告を受け、評価、検証する。

この評価結果については、恵那市農業再生協議会・恵那市農業振興協議会において検証を行うとともに、結果について公表する。

【記入要領】

- ※1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。
なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すことになっていることにかんがみ、行われるものである。
その他、必要な事項があれば適宜記載する。

その他留意事項

①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。

- ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。（併せて、地番等による表示を記述すること）
- ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
- ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。

②法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村振興交付金(農山漁村活性化整備対策)実施要領の定めるところによるものとする。

恵那地区農業活性化計画区域図(岐阜県恵那市)

恵那市面積－都市計画用途地域(地域振興5法指定外地域)＝活性化計画区域面積
50,424ha－590ha＝49,834ha

